

令和7年7月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年7月10日（木） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、高松耕生委員、渡辺真由美委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 8 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 9 号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画（売買）について
- (4) 議案第 20 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について
- (5) 議案第 21 号 令和7年度田畑売買価格等に関する調査について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第1号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第8号農地法第18条の規定による通知が5件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第8号農地法第18条第6項による届出を5件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。2ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は3ページになります。申請番号2番です。所在は下六嘉地区。地目については農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。4ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は5ページになります。申請番号3番です。所在は下六嘉地区。地目については農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。6ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は7ページになります。申請番号4番です。所在は下六嘉地区および井寺地区。地目については農振農用地の田が2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。8ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は9ページになります。申請番号5番です。所在は上島地区。地目については農振農用地の田が3筆で、合計面積は記載のとおりとな

っております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通じた契約に切り替えるための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。10 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第9号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第9号農地法第3条の規定による届出が3件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は11ページになります。報告第9号農地法第3条の規定による届出を3件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は北甘木地区。地目については田が2筆、畑が5筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は12ページになります。申請番号2番です。所在は井寺地区。地目については田が6筆、畑が4筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は13ページになります。申請番号3番です。所在は下仲間地区。地目については田が2筆、畑が1筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第19号 農用地利用集積等促進計画(売買)について

(議長) 続きまして、議案第19号農用地利用集積等促進計画(売買)の承認申請が5

件ございます。申請番号1番から5番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は14ページになります。議案第19号農用地利用集積等促進計画(売買)の承認申請が5件ございます。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。15ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は16ページになります。申請番号2番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。17ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は18ページになります。申請番号3番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。19ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は20ページになります。申請番号4番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。21ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は22ページになります。申請番号5番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が3筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。23ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、5件の案件について、承認・可決といたします。

○議案第20号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議長) 続きまして、議案第20号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が5件ございます。申請番号1番から5番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は24ページになります。議案第20号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が5件ございます。

申請番号1番です。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日となっております。25ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は26ページになります。申請番号2番です。所在は上島地区。農振農用地の田が3筆と農振地域内農用地区域外の田が3筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権および使用貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日となっております。27ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は28ページになります。申請番号3番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆と農振地域内農用地区域外の田が1筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。期間は令和7年9月1日から令和17年8月31日となっております。29ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は30ページになります。申請番号4番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。期間は令和7年9月1日から令和12年8月31日となっております。31ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は32ページになります。申請番号5番です。所在は下六嘉

地区および井寺地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定。借賃については記載のとおり。期間は令和7年8月1日から令和12年7月31日となっております。33ページに申請地の位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、5件の案件について、承認・可決といたします。

○議案第21号 令和7年田畑売買価格等に関する調査について

(議長) 続きまして、議案第21号令和7年田畑売買価格等に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は34ページからになります。農業会議より「令和7年の田畑売買価格等に関する調査」が来ております。この調査は、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすることを目的としております。

資料35ページをご覧ください。3 耕作目的売買価格（農地としての売買価格）(1) 田（中田^{ちゅうでん} 10aあたり）の売買価格です。六嘉地区・大島地区の、農用地区域と農用地区域外でわかれています。いずれも令和6年度報告から130万円に変更になっています。

続きまして(2) 畑（中畑^{ちゅうばた} 10aあたり）の売買価格です。こちらについても、六嘉地区・大島地区の、農用地区域と農用地区域外でわかれています。いずれも令和5年度報告から70万円のまま推移しています。

資料は36ページになります。4 使用目的変更（転用目的での）田畑売買価格となります。(1) 田（3.3㎡あたり）の売買価格です。六嘉地区・大島地区の、住宅用、商業・工業用で区分されています。いずれも令和5年度から5万円のまま推移しています。

続きまして(2) 畑（3.3㎡あたり）の売買価格です。六嘉地区・大島地区の、住宅用、商業・工業用で区分されています。いずれも令和5年度か

ら5万円のまま推移しています。

37ページと38ページに参考資料としてこれまでの実績を載せておりますので、ご参照いただければと思います。

事務局からは以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

ただいまご審議いただいたとおりの金額で報告いたします。

本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。

続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は8月12日、月曜日の9時予定です。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年7月10日

会長 下 田 司

委員 高 松 耕 生

委員 渡 辺 真 由 美